

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 概要

第1 国会法第124条の規定により懲罰委員会に付された者が懲罰を科せられた場合における歳費の一部不支給

国会法第124条の規定により懲罰委員会に付された者が懲罰を科せられた場合には、次の期間については、歳費の100分の40を支給しないこと。

【一部不支給の始期】

懲罰の宣告日の翌日

【一部不支給の終期】

- ① 最初に本会議又は委員会への出席（これに相当するものとして両議院の議長が協議して定める行為を含む。）をした日の前日
 - ② ①の出席をしないことについての正当な理由（議長が認定）が最初に生じたと認められる日の前日
 - ③ 死亡した日の前日（※歳費は、死亡月の末日まで支給）
- ※ ①～③の複数に該当するときは、いずれか早い日
- ・ ①～③に該当しないときは、国会の会期の終了日

※ 懲罰委員会に付された日から懲罰の宣告日の翌日までの間に①～③の事由が生じた場合又は懲罰の宣告日が国会の会期の終了日である場合は、一部不支給の対象としない。

第2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【イメージ】

